

大阪市告示第1108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の9第6号の規定により、次の第一号事業を行う指定事業者の指定を取り消したので、大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第15条の規定により公示する。

令和7年8月1日

大阪市長 横山英幸

1 事業者の名称又は氏名

株式会社T－S K Y

2 事業所の名称及び所在地

訪問介護やちよ

大阪市阿倍野区文の里一丁目4番15号 クリサンテーム文の里1階

3 指定の取消年月日

令和7年8月1日

4 サービスの種類

介護予防型訪問サービス

（福祉局高齢者施策部介護保険課）